

(株)気仙沼コールセンターへの緊急雇用創出事業業務委託に係る
精算対応等について

本市が(株)気仙沼コールセンター（以下「KCC」という。）に業務委託していた緊急雇用創出事業について、国・県の指導を踏まえ、下記のとおり精算しましたので報告します。

併せて、今後の本市の対応等について報告します。

記

1 経過（前回報告した特別委員会（3月19日）以降の主な動き）

4月13日・元KCC従業員の未払い賃金（12月分、1月分）に係る労働基準監督署からの立替払い金が、緊急雇用創出事業研修生3人を含む従業員全員（23人）に対し支払われたことを確認する。

5月7日・KCC代表取締役から、平成26年度緊急雇用創出事業実績報告書が提出される（実績額9,523,134円）。

5月12日・市から県に対し、平成26年度緊急雇用創出事業補助金実績報告書を提出する（KCCに係る分については9,523,134円として報告）。

5月14日・KCC代表取締役に対し、平成26年度緊急雇用創出事業業務委託契約（契約額134,364,000円）に係る委託金の確定額（9,523,134円）を通知するとともに、本市が既に支払っている概算払額（33,000,000円）との差額（以下「過払金」という。）（23,476,866円）について返還を請求する（納期限5月29日）。

契約額 134,364,000円

概算払済額 33,000,000円

確定額 9,523,134円

返還請求額（過払金） 23,476,866円

5月18日・KCCの親会社であり、経営上一体性が認められる(株)DIOジャパン（以下「DIO」という。）代表取締役及び同社代理人弁護士に対し、本市がKCCに返還請求している過払金の返還を請求する（納期限5月29日）。

5月29日・KCC及びDIOの代理人弁護士に対し、過払金の返還に係る考えを確認する。代理人弁護士からは、次のとおり回答される。

① DIOは破産手続き中であり、KCCは資産がないので、返還できない。

② KCCは近々破産手続きに入る。その際は市に通知する。

6月19日・26年8月、国が各県を通じ関係自治体に指示していたDIO関連会社における緊急雇用創出事業実施上の不適正事案に係る調査について、最終結果を報告する（宮城県では登米市、美里町及び本市。全国では21自治体。）

【報告内容】

No.	事案内容	返還対象額（円） ^{※1}			
		24年度	25年度	26年度	計
1	緊急雇用創出事業研修生を他コールセンターに講師として派遣	—	2,886,079 (2人)	(—)	2,886,079 (2人)
2	不適切なリース契約 (リース物件の所有権移転等)	21,197,808 (4件)	—	(—)	21,197,808 (4件)
3	社会保険料未納額等	120,000 ^{※2} (1件)	5,939,272 (0ペ163人)	(1,310,848) (0ペ40人)	6,059,272
計		21,317,808	8,825,351	(1,310,848)	30,143,159

(参考) 委託料実績額	85,971,750	169,960,403	9,523,134 ^{※3}	265,455,287
-------------	------------	-------------	-------------------------	-------------

※1 上記の報告内容は、現在国において精査中であり、その結果によっては、返還対象額が増減する可能性がある。

※2 福利厚生費のうちの対象外経費分

※3 26年度の不適正事案に関しては、社会保険料の未納や賃金の未払い等が認められたが、国・県の指導により、当該分は26年度の実績をまとめる段階で既に委託料対象外の扱いとしていることから、24年度・25年度と異なり、上記実績額には計上していない。

7月9日・産業再生戦略課長が県雇用対策課を訪れ、同調査結果に対する対応策等について協議する。

2 今後見込まれる動き

(1) 国によるD10関連企業における不適正事案の公表

国が全国の関係自治体を通じ行った調査結果は、8月を目途に公表する意向であることが示されている。

(2) D10の第2回財産状況報告集会

本年1月の破産手続の開始決定を受け、今月22日に第2回目の集会が東京地方裁判所で予定されており、一般債権者への配当がないことや、同時に進められている本門社長の

自己破産手続における免責などが決定される見込みである。

(3) 県から市に対する緊急雇用創出事業補助金の返還請求

25年度までの不適正事案の認定に伴い、県から市に対し交付されている緊急雇用創出事業補助金のうち、前述の不適正事案に係る返還対象額 30,143,159 円について、精査のうえ、今後県から返還請求される見込みである。時期については未定である。

(4) 市からKCCに対する緊急雇用創出事業業務委託金の返還請求

国・県による 25 年度までの不適正事案の認定に伴い、市においても、上記不適正事案に係る返還対象額 30,143,159 円について、KCC に返還請求していく予定である。時期については、国・県による認定が済み、金額が確定した後を見込んでいく。

(5) KCCの破産手続の開始

代理人弁護士から予告されており、いずれ手続きに入るものと見込まれる。

3 今後の本市の対応

(1) 平成26年度緊急雇用創出事業委託金過払金の確保について

上記のとおり、本市は KCC 及び DIO に対し、平成26年度緊急雇用創出事業委託金過払金 23,476,866 円の返還請求をしているが、本日までに KCC 及び DIO からの返還はない。今後、KCC についても、DIO 同様破産手続が開始されれば、本市の KCC に対し有する過払金債権は法的に消滅することが見込まれる。

このことに関し、本市と同様の状況にある美里町は、既に町長及び町議会議長が県知事及び県議会議長に対し、県の財政支援を要望している。本市も、DIO 関連企業が立地していた登米市や美里町と連携し、県に対し支援を要望していくものとする。

(2) 緊急雇用創出事業委託業務における不適正事案に係る返還対象金の確保について

平成 24 年度・25 年度における不適正事案に係る返還対象額として報告した 30,143,159 円は、国・県で精査の後、県から市に対し、補助対象外経費として返還請求される見込みである。返還請求を受けた市は、そもそもの原因者である KCC に対し、同額の返還を請求することとなるが、KCC の破産手続如何によっては、(1) の過払金の返還債権同様、不適正事案に係る委託料の返還債権についても消滅する可能性が高い。

そこで、(1) 同様、県に対し支援を要望していくものとする。

なお、岩手県においては、同様事業において県として各自治体に迷惑を掛けない旨表明したとの報道がなされている（平成 26 年 11 月 29 日付け河北新報）。

(3) 再発防止に係る取組について

本事案は、本市だけではなく、DIO 関連企業が立地していた全国の自治体において同様の被害を受けた事案であり、DIO という特異な企業によるずさんな公金の取扱いと放漫経営が直接の原因ではあるものの、被害が公金に及ぶことを考えれば、今後二度とこのよう

なことが生じないようにしなければならない。そこで、随意契約により契約の相手方を選定する場合には、より一層慎重に判断していくよう努めるものとする。

また、契約締結後においても、適正な業務遂行が担保されるよう、可能な限り契約相手先の経営状況等の把握に努めていくものとする。

なおその際、制度として、契約の相手方に対し、随時経営状況の報告を義務付けることが可能かについて、専門家の意見を伺いながら研究・検討していきたいと考えている。

(4) その他

上記のとおり、本事案は全国的に大きな被害を生んだケースであり、DIO が意図的に行ったのであれば、大変悪質な事案であると断じざるを得ない。本市としては、引き続き、関係機関の原因究明作業に協力するとともに、関係自治体と連携し、適切に対応していく。